一般社団法人日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会 フォーカルセラピー推進委員会規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会(以下「本学会」)フォーカルセラピー推進委員会と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 フォーカルセラピー推進委員会(以下「本委員会」)は、治療標的とすべき腎および前立腺等の腫瘍病巣に対して、臓器を温存して低侵襲的に腫瘍制御と機能温存との両立を図ろうとするフォーカルセラピーに関する学術活動・薬事承認および保険収載に向けた活動・安全かつ有効な本技術の適正使用および均質的普及を行っていくなどの課題について検討するとともに、会員のフォーカルセラピー手術技能を高め、もって本学会および会員の活動の維持と発展、ひいては患者の利益に寄与することを目的とする。

(活動)

- 第3条 本委員会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。
 - (1) フォーカルセラピーに関する学術活動・均質的普及活動
 - (2) フォーカルセラピー技術の適正使用のための教育啓発活動
 - (3) フォーカルセラピーの薬事承認および保険収載に向けた活動
 - (4) 目的達成に必要なその他の活動
 - (5) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた活動

第3章 構成および委員

(構成)

- 第 4 条 本委員会は、下部組織として「フォーカルセラピー腎小委員会」と「フォーカル セラピー前立腺小委員会」を設置し、それぞれ以下に掲げる委員 10 名程度をもって構成す る。
 - (1) 本学会定款第5条に定める会員。
 - (2) 本学会定款施行細則第22条に定める学識経験者、その他の者。
 - (3) 必要に応じて、他臓器についても小委員会を設置することを検討する。これ については、「第4章会議」について発議、検討される。

(委員の選任)

第5条 委員は本学会理事長が選任する。

2 委員は、本学会理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2 他の委員の補欠として選任もしくは増員として選任された委員の任期は、他の委員 の任期と同時に満了する。

(委員長および副委員長)

- 第7条 委員会に委員長を置く。委員長は本学会理事長が代議員の中から推薦し、理事会 の承認を得て理事長が任命する。委員長は再任され得るが、3期を上限とする。
 - 2 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する
 - 4 小委員会の委員長は、理事会の承認を得て、理事長がこれを任命する。

第4章 会議

(委員会および小委員会の開催、議決)

- 第8条 本委員会および小委員会は、委員長が招集する。
 - 2 本委員会および小委員会の開催は委員定数の過半数の出席を必要とする。但し、当 該議事に付き書面をもって予め意思を表示したものは、出席者とみなす。
 - 3 議事は、出席部会委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、委員長が決する。 (議事録作成、理事会報告)
- 第 9 条 本委員会および小委員会議事については、議事録を作成し委員長が署名押印し、 定款施行細則第 26 条に則り理事会等で報告しなければならない。

(会議庶務)

第10条 本委員会の庶務、謝金・費用の支弁は本学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第 11 条 本委員会の規則を変更する場合には、本委員会での議決を経て、本学会理事会で の承認を得なければならない。

付則

(施行期日)

この規則は、2025年10月3日から施行する。